

早川町告示第8号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（案）及び目標地図（案）を次のとおり告示し、縦覧に供する。

なお、地域農業経営基盤強化促進計画（案）及び目標地図（案）に意見のある利害関係人は、縦覧期間が完了する日までに、早川町長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和7年3月14日

早川町長 辻 一 幸



1 縦覧場所

早川町役場振興課

早川町ホームページ

2 縦覧期間

令和7年 3月14日（金） 9時00分から

同年 3月27日（木） 17時00分まで

3 意見書の提出方法

意見書は所定の書面にて行うこととし、提出は持参もしくは郵送によるものとする。

持参については、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日及び日曜日、祝日を除く。

なお、地域計画（案）及び目標地図（案）以外に対しては意見書を提出できない。

4 意見書の提出先

〒409-2732 南巨摩郡早川町高住 758 番地 早川町役場振興課